

令和6年度富士宮市障害者就労施設等からの物品等調達方針

第1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、富士宮市（以下「市」という。）における障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進し、障害者就労施設等からの受注の増進等を図り、障害者の就労支援並びに自立及び社会参加の促進に資することを目的とする。

第2 適用範囲

この方針は、富士宮市会計規則第2条第1号に規定する主管及び市における地方公営企業法第14条に規定する組織（以下「適用部署」という。）における物品等の調達に適用する。

第3 調達の対象となる障害者就労施設等の範囲

「障害者就労施設等」とは、次の施設等とする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 小規模作業所
 - キ 上記アからカまでの障害者就労施設等で構成する団体
- (2) 障害者を多数雇用している企業等
 - ア 障害者雇用促進法の特例子会社
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（ただし、次の①から③までの全てを満たす事業所）
 - ① 障害者の雇用数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20パーセント以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度障害者の割合が30パーセント以上

(3) 在宅就業障害者等

- ア 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

第4 調達する物品等

市において重点的に調達を推進すべき物品及び役務については、次のとおりとする。

(1) 物品

- ア 食品類（パン、焼き菓子、お弁当等）
- イ 縫製品等（ペットボトルホルダー、巾着等）
- ウ 紙製品等（紙すき名刺、ポチ袋等）
- エ 生活雑貨（雑巾、布巾等）
- オ 印刷製品（広報誌、ポスター、リーフレット等）
- カ プリント製品（のぼり旗、Tシャツ、エコバッグ等）
- キ 農作物等（花苗、野菜苗、プランター等）

(2) 役務

- ア 軽作業（シール貼り、袋詰め、包装等）
- イ 草取・清掃作業
- ウ 分別作業
- エ 回収作業

第5 物品等の調達の目標

令和6年度調達物品等・調達目標

	種 別	調達品目等	調達目標
物品	啓発用物品、記念品等	食品類、生活雑貨、縫製品等	700,000 円
	給食材料等	食品類、農作物等	
役務	記念品仕分け整理等	軽作業（袋詰め、包装等）	1,500,000 円
	施設敷地内清掃等	草取・清掃作業	

上記の他に障害者就労施設等からの調達可能な物品等があれば、適宜、調

達の推進に努めるものとする。

第6 物品等の調達の方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

- (1) 保健福祉部障がい療育支援課は、市内の障害者就労施設等から提供可能な物品等について情報を収集し、適用部署に対し情報提供を行う。
- (2) 適用部署は、物品等の調達において、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。
- (3) 適用部署は、物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注方法を考慮するように努める。
- (4) 適用部署は、障害者就労施設等からの物品等の調達に際して、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号および地方公営業法施行令第21条の13第1項第3号の規定による随意契約の積極的な活用を図る。

第7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定又は変更したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績は、会計年度の終了後、概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

第8 その他

- (1) 適用部署は、市と業務委託契約(指定管理者による施設等管理運営業務委託を含む。)を締結している相手方や補助金等の交付先に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達に対する理解と協力を求めるものとする。

第9 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する窓口は、保健福祉部障がい療育支援課とする。

附 則

この方針は、令和6年4月1日から施行する。